

## 道徳の教科化と指導法

八 幡 恵

はじめに

道徳が教科化された。前回の学習指導要領の改訂時にも教科化の動きはみられたが、実現には至らなかった。ところが、平成25年2月の教育再生実行会議による第一次提言以降、教科化の流れが急テンポで進み、今回は10年ごとの学習指導要領改訂に先んじて、教科化が実現した。道徳の教科化の動きに対しては、多くの反対や批判の意見が報じられた。道徳の教科化を提言した平成26年10月の中央教育審議会の答申は、こうした批判を意識してか、教科化は特定の価値観を押しつけるためのものではない。道徳教育は多角的に考え、判断し、適切に行動するための資質・能力を養うためのものであり、考える道徳へと進んでいくことを強調している。

中教審答申だけではない。こうした点は、学習指導要領の解説書（道徳編）においても強調されており、「考える道徳」、「議論する道徳」への転換が謳われている。道徳の教科化をどのように評価するかとは別に、「考える道徳」、「議論する道徳」がどのような性格をもち、それが小学校と中学校の教育にどのように反映していくのか、これを検討することは今後の道徳教育にとって重要な課題である。本稿はこのような問題意識から、教科化に伴う道徳教育の目標の変更について、そして「考える道徳」、「議論する道徳」について検討する。後者については、定番資料である「手品師」を使用する道徳授業を事例として考察をする。

### 1 道徳の時間から「特別の教科 道徳」へ

平成27年3月に小学校学習指導要領、中学校学習指導要領が一部改正され、道徳の教科化が学習指導要領に記されることになった。義務教育の学校における道徳教育は、昭和33年度以来、教科とは異なる「道徳の時間」として教育課程に位置づけられてきたが、今回の改訂により「特別の教科」と名づけられて、「教科」<sup>1</sup>に位置づけられることになったのである。

---

<sup>1</sup> 小学校学習指導要領では、「特別の教科」は第3章に記述され、章タイトルは「第3章 特別の教科 道徳」である。中学校学習指導要領においても同じ。

道徳の教科化がなされた直接のきっかけとなったのは、第二次安倍内閣に設置された教育再生実行会議による第一次提言（平成25年2月26日）<sup>2</sup>である。提言は「いじめ問題等への対応について」と題され、その第1章には「1. 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。」という長いタイトルがつけられていた。この提言を受けて、同年3月に文部科学省内に道徳教育の充実に関する懇談会が設けられ、同年12月26日には「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～」と題する報告<sup>3</sup>が発表された。この報告を受けて、文部科学大臣は平成26年2月に中央教育審議会に道徳の教科化について諮問し、中教審は同年10月21日に「道徳に係る教育課程等の改善について」と題する答申<sup>4</sup>を発表した。

こうして矢継ぎ早に進行した道徳の教科化の過程において注目されるのは、教科化のねらいが価値観の押しつけである、と受け取られるのではないかということに対する配慮が各所に見られることである。この配慮は上記の懇談会報告にも散見されるが、道徳答申においてより鮮明なので、答申の引用からその点を確認する。

「道徳教育をめぐることは、児童生徒に特定の価値観を押し付けようとするものではないかなどの批判が一部にある。しかしながら、道徳教育の本来の使命に鑑みれば、特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない。むしろ、多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質であると考えられる。」<sup>5</sup>

「もちろん、道徳教育において、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、例えば、社会のルールやマナー、人としてしてはならないことなどについてしっかりと身に付けさせることは必要不可欠である。しかし、これらの指導の真の目的は、ルールやマナー等を単に身に付けさせることではなく、そのことを通して道徳性を養うことであり、道徳教育においては、発達の段階も踏まえつつ、こうしたルールやマナー等の意義や役割そのものについても考えを深め、さらには、必要があればそれをよりよいものに変えていく力を育

<sup>2</sup> 教育再生実行会議、[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaiei/pdf/dai1\\_1.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaiei/pdf/dai1_1.pdf)

<sup>3</sup> [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/096/houkoku/1343013.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/096/houkoku/1343013.htm)

<sup>4</sup> 以下ではこの答申を道徳答申と略称する。

<sup>5</sup> 道徳答申、pp.2-3.

てることをも目指していかななくてはならない。』<sup>6</sup>

「実生活においては、同じ事象でも立場や状況によって見方が異なったり、複数の道徳的価値が対立し、単一の道徳的価値だけでは判断が困難な状況に遭遇したりすることも多い。このことを前提に、道徳教育においては、人として生きる上で重要な様々な道徳的価値について、児童生徒が発達の段階に応じて学び、理解を深めるとともに、それを基にしながら、それぞれの人生において出会うであろう多様で複雑な具体的事象に対し、一人一人が多角的に考え、判断し、適切に行動するための資質・能力を養うことを目指さなくてはならない。』<sup>7</sup>

つぎに教科化が必要な理由について、道徳答申がどのように説明しているか取りあげよう。答申は週1回の道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという、これまでの道徳教育の基本的な考え方は適切であり、今後も引き継ぐべきとしながらも、道徳教育は多くの点で改善が必要<sup>8</sup>であり、「特に、道徳の時間は、各教科等に比べて軽視されがちで、道徳教育の要として有効に機能していないことも多く、このことが道徳教育全体の停滞につながっている」<sup>9</sup>と指摘している。このような状況をふまえて、道徳教育を充実するためには、道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」（仮称）として新たに位置づけ、その目標や内容などを見直し、「特別の教科 道徳」を要として道徳教育の効果的な指導を学校の教育活動全体を通じてより確実に展開できるように、教育課程を改善することを求めているのである。そして、一般の教科ではなく、なぜ「特別の教科」なのかという点については、道徳答申は次のような理由を挙げている。

「道徳の時間については、学習指導要領に示された内容について体系的な指導により学ぶという各教科と共通する側面がある一方で、道徳教育の要となって人格全体に関わる道徳性の育成を目指すものであることから、学級担任が担当することが望ましいと考

<sup>6</sup> 道徳答申, p. 3.

<sup>7</sup> 道徳答申, p. 3.

<sup>8</sup> 道徳答申では、道徳の時間の特質を生かした指導が行われていない場合があること、発達段階が上がるにつれて、授業に対する児童生徒の受け止めがよくない状況にあること、学校や教員によって指導の格差が大きいことなどが指摘されている。懇談会報告ではさらに率直に、下記の4点を指摘している。

- ・歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある。
- ・道徳教育の目指す理念が関係者に共有されていない。
- ・教員の指導力が十分でなく、道徳の時間に何を学んだかが印象に残るものになっていない。
- ・他教科に比べて軽んじられ、道徳の時間が、実際には他の教科に振り替えられていることもあるのではないか。

<sup>9</sup> 道徳答申, p. 4.

えられること、数値などによる評価はなじまないと考えられることなど、各教科にはない側面がある。」<sup>10</sup>

道徳の時間に実際にどの程度「軽視」という実態があるか、議論の分かれるところであろうが、答申は、道徳の時間が「各教科等に比べて軽視され」ており、「このことが道徳教育全体の停滞につながっている」という認識を示して、道徳教育の強化と改善のために道徳の教科化に踏み切ることを求めている。しかし、道徳教育は人格全体にかかわってくるので、数値評価はなじまないなど、一般の教科教育とは異なる面もある。こうして、答申は道徳の教科と他の教科との共通性と差違を挙げながら、その着地点として道徳の教科を「特別の教科」と位置づけたのである。

この章の最後に、道徳答申の提言を引用しておこう。

- 道徳教育の重要性を踏まえ、その改善を図るため、学校教育法施行規則において、新たに「特別の教科」（仮称）という枠組みを設け、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付ける。
- 小・中学校の学習指導要領を見直し、現行の「第3章道徳」に代えて、適切な章立てをもって「特別の教科 道徳」（仮称）についての記述を盛り込む。
- 「特別の教科 道徳」（仮称）の目標、内容等については、より体系的・構造的で、「特別の教科 道徳」（仮称）が、道徳教育全体の要として効果的に機能するものとなるよう見直す。<sup>11</sup>

## 2 学習指導要領と学習指導要領解説道徳編の変更点

この章では、「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」と『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』<sup>12</sup>における変更点について、とくに「目標」に焦点を当てて取りあげたい。

「解説書」の「第1章 総説」において注目されるのは、「1 改訂の経緯」の終結部分において、本論文1章に引用した道徳答申の記述（「道徳教育をめぐるのは、児童生徒に特定

<sup>10</sup> 道徳答申, p. 5.

<sup>11</sup> 道徳答申, p. 6.

<sup>12</sup> 解説はいずれも平成27年7月に文部科学省HPに発表された(参考文献参照)。また以下では、小学校についての解説書を「小学校解説」、中学校についての解説書を「中学校解説」と略称し、二つの解説書を同時に示すときは「解説書」と略称する。

の価値観を押し付けようとするものではないか … )をほぼそのまま、文節ごとに引用し、その引用を受けて、「発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童（中学校解説：生徒）が自分自身の問題と捉え、向き合う『考える道徳』、『議論する道徳』へと転換を図るものである。」と改正の趣旨を意味づけていることである。特定の価値観の押し付けではない、という趣旨の文章は、第1章だけでなく「第2章 道徳教育の目標」の「第2節 道徳科の目標」においても記述されているが<sup>13</sup>、中教審答申だけでなく「学習指導要領解説」にも同じ記述が掲載されていることの意味は決して小さくはない。

次に、小学校学習指導要領「第1章 総則」の「第1 教育課程編成の一般方針」の2における変更について取りあげる。形式の面から言うと、旧規定、新規定とも三つの段落からなるが、旧規定の第3段落は新規定では削除されており、旧規定の第2段落が新規定では二つの段落に分けられている。第1段落については、「道徳の時間」という文言が「特別の教科である道徳（以下「道徳科という。」）に置き換えられている点を除けば変更はない。さて旧規定の第2段落である。第2段落は全体が一つの文であり、しかも6行にもわたる長文なので、主語と述語の間があきすぎて悪文と言われかねない表現であった。それが新規定では二つの段落に分割されたことにより、道徳教育の目標が見えやすい表現になった。その最初の段落を引用しておこう。

「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。」

この第2段落を受ける第3段落は、道徳教育を進めるに当たっての留意事項という趣旨の段落となり、二つの段落の関係も明確化されている。

「目標」の最後は、学習指導要領「第3章 特別の教科 道徳」の規定である。旧規定は段落二つからなるが、新規定は段落一つであり簡潔な表現になっている。小学校学習指導要領における新旧の規定を引用しよう。

(旧規定)「道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の道徳教育全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

<sup>13</sup> 小学校解説は p. 15, 中学校解説は p. 13。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動<sup>14</sup>、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的な価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。』<sup>15</sup>

(新规定)「第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。』<sup>16</sup>

旧規定は第1段落において、第1章総則の第1の2との関連を示し、「学校の道徳教育全体を通じて」の道徳教育の原則を再確認しながら、道徳教育の目標は四つの構成要素からなる道徳性を養うことであるとしている。第2段落においては、道徳の時間を、道徳以外の教育活動による教育的成果を「補充、深化、統合」するものと位置づけ、そうした指導を通して「道徳的実践力」を育成するとしている。第1段落では道徳性が、第2段落では道徳的実践力が目標化されていることから、道徳性と道徳的実践力の関係をどう捉えるべきかといった出口の見つかりにくい論争<sup>17</sup>が起きたという。この点についての反省をふまえて、道徳答申は新しい目標規定について次のように提言する。

○「特別の教科 道徳」(仮称)の目標については、例えば、様々な道徳的価値について自分との関わりも含めて理解し、それに基づいて内省し、多角的に考え、判断する能力、道徳的心情、道徳的行為を行うための意欲や態度を育てることなどを通じて、一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決し、よりよく生きていくための資質・能力を培うこととして示す。<sup>18</sup>

新规定は、ほぼこの提言に沿って文章化されている。道徳的実践力の文言は削除され、道徳科の目標は第1章総則の第1の2と同じ「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」ことであると規定される。この目標規定を受けて、次の箇所では、道徳性をどのように養うかが、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、

<sup>14</sup> 外国語活動は小学校のみ。

<sup>15</sup> 「小学校解説」(平成20年8月), p. 137.

<sup>16</sup> 「小学校解説」(平成27年7月), p. 15.

<sup>17</sup> 道徳答申, p. 7.

<sup>18</sup> 道徳答申, pp. 8-9.

自己の生き方についての考えを深める学習を通して」というように学習活動の具体に即して説明され、最後に「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」とまとめられている。学習活動の具体に即して語られているので、教師にとっては分かりやすい規定ではないだろうか。旧規定では道徳性の構成要素の先頭に「道徳的な心情」がおかれていたが、新規定では「道徳的な判断力」が先頭になっているのは、「考える道徳」「議論する道徳」を標榜したことの結果であろう。

道徳教育の「内容」の変更については、道徳的価値を示す内容項目のそれぞれに「キーワード」<sup>19</sup>、「内容を端的に表す言葉」<sup>20</sup>が示されるようになったこと、四つの視点の順序に一部変更があったこと及び内容項目の変更が挙げられるが、ここでは内容項目の一つの変更だけを取りあげる。それは、四つの視点の3番目になった「主として集団や社会との関わりに関すること」の最初におかれている内容項目（小学校：「12 規則の尊重」、中学校：「10 遵法精神、公德心」）にかかわる変更である。本論文の64～65頁における道徳答申からの引用においては、社会のルールやマナーを身につけさせることの意味について、「道徳教育においては、発達の段階も踏まえつつ、こうしたルールやマナー等の意義や役割そのものについても考えを深め、さらには、必要があればそれをよりよいものに変えていく力を育てることも目指していかなくてはならない。」と述べられており、この点が新しい解説書においてどのように反映されているかについて取りあげてみたい。

新旧の小学校解説の説明において、低学年と中学年には大きな違いはない。高学年では、旧解説が「法やきまりの意義を理解し、遵法の精神をもつところまで高めていく」と説明している箇所が、新解説では「社会生活を送る上で必要であるきまりや、国会が定めるきまりである法（法律）などを進んで守り従うという遵法の精神をもつところまで高めていく」となっている。法と国会との関わりについて言及することは、中学校の新しい解説書にも共通しており、「10 遵法精神、公德心」の冒頭において、「社会があれば何らかのきまりがある。法（法律）は国会が定めるきまりであり」<sup>21</sup>と記述されている。ルールやマナーを「よりよいものに変えていく力」については、小学校解説には言及がないが、中学校解説では「10 遵法精神、公德心」についての説明において、「自分たちを拘束すると感じる法やきまりが自分たちを守るだけでなく、自分たちの社会を安定的なものにしていることを考えさせ、よりよいものに変えていこうとするなど積極的に法やきまりに関わろうとする意欲や態度を育てる」と記述されている。道徳答申よりは慎重な言い回しになっているが、こうした記述は

<sup>19</sup> 道徳答申, p. 10.

<sup>20</sup> 小学校解説, p. 20.

<sup>21</sup> 中学校解説（旧）の対応箇所は、「社会があれば何らかのきまりがあり、法はこの社会におけるきまりの一つである。」となっている。

答申の考え方をふまえたものと見てよいであろう。

### 3 「手品師」の指導法

前章で取りあげたように、道徳の教科化を受けて目標規定も変更された。学習指導要領「第3章特別の教科 道徳」の目標規定を改めて確認する。

「第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」(下線部は中学校のみ)

道徳答申は、学校における道徳教育の現状について、「学校の教育目標に即して充実した指導を重ね、確固たる成果を上げている優れた取組がある一方で」<sup>22</sup>、道徳教育の要とされる道徳の時間については課題<sup>23</sup>を指摘して、「全体としては、いまだ不十分な状況にある」と記述している。道徳の時間についても、一部改正された学習指導要領の求める学習を先取りしていた実践もあれば、「不十分」とされる実践もあるのであるであろう。そこで本章では、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」という目標に照らした場合、具体的にはどのような学習指導が求められるのか、この点を考察するための土台として、まずは道徳の時間の現状を把握しておきたい。取りあげるのは、資料「手品師」<sup>24</sup>を使った道徳授業である。「手品師」(原作者 江橋輝雄)は定番資料として広く知られており、指導例も集めやすいからである。まず、資料の概要を示しておきたい。

「ある所に、腕はいいのだがあまり売れず、その日のパンを買うのもやっとという手品師がいた。彼は大劇場で華やかに手品をやることを夢見て、腕を磨いていた。

ある日、町でしょんぼりとしゃがんでいる男の子に出会った。男の子の父はすでになく、母は働きに出てずっと帰ってこないという。手品師は手品を見せて元気づけてやっ

<sup>22</sup> 道徳答申, p. 2.

<sup>23</sup> 「道徳の時間において、その特質を生かした授業が行われていない場合があることや、発達の段階が上がるにつれ、授業に対する児童生徒の受け止めがよくない状況にあること、学校や教員によって指導の格差が大きいことなど多くの課題が指摘されて」いると述べられている。(p. 2.)

<sup>24</sup> 東京書籍など複数の出版社の副読本に掲載されている。東京書籍(宮城県版)は6年生用である。

た。男の子は大きな目を輝かせ、『あしたも来てくれる』と尋ねた。手品師は来ることを約束する。

その夜、大きな町に住む友人から電話があり、急病で倒れた評判の手品師の代役での出演を頼まれた。大劇場のステージに立つチャンスであった。手品師は迷ったが、『ぼくには、あした約束があるんだ』と言って、出演を断り、翌日少年のもとへ行って手品を披露した。』

それでは、この資料を使ってどのような授業が行われているのか、その一端を把握するために、インターネットに公開されている学習指導案について、この資料がどのように扱われているのかを調べてみた。<sup>25</sup> 収集した24の学習指導案については、「主題名」の右に付される「内容項目」<sup>26</sup>の番号と「ねらい」の内容にしたがって分類してみた。その結果、内容項目については24の学習指導案のうち23が「1-(4)」であり、1例を除いて同一であったことになる。「1-(4)」とは、「誠実に、明るいい心で楽しく生活する。」<sup>27</sup>であり、残りの1例には内容項目はつけられていなかった。

学習指導案の「ねらい」については、「いつも誠実に、明るいい心をもって生活しようとする心情を育てる。」のように、短く書かれているのが8例<sup>28</sup>である。もっと長く書かれているのは13例あり、例えば、「自分の利害損得にとらわれることなく、自分の中にある誠実な心を見つめ直し、明るい人生を送ろうとする心情を養う。」とか、「たった一人のお客さまの前ですばらしい手品を演じている手品師の気持ちを考えることを通して、誠実に生きることのすばらしさに気付き、明るいい心で楽しく生活しようとする心情を養う。」と記述されている。残りの2例は「誠実 正直 約束」のようにキーワードで示されている。これらの23例は、いずれも内容項目「1-(4)」そのものであるか、その延長線上にあり、すべて同種のものとして捉えてよいであろう。

それでは、このような「ねらい」にもとづいた授業はどのように組み立てられているのだろうか。資料を読み終えた後、教師から「手品師が男の子に『きつとくるよ』と約束したのは、どんな気持ちからでしょう。」「友人からの誘いを受けて、手品師はどんなことを考えているのでしょうか。」「手品師が友人からの誘いをきっぱりと断ったのは、どんな気持ちか

<sup>25</sup> 実施したのは平成28年3月12日と13日である。Google検索において「手品師 学習指導案」と入力して検索し、24事例を収集した。

<sup>26</sup> 学習指導要領「第3章 道徳」の「第2 内容」において、「四つの視点」のそれぞれの下に配置されている項目（道徳的価値）に付されている番号。1-(2)であれば、「1 主として自分自身に関すること」（第1の視点）の下に配置されている4項目の2番目「自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。」（小学校第1学年及び第2学年用）を指す。

<sup>27</sup> 小学校解説（平成20年8月）、p.55.

<sup>28</sup> 「心」という箇所が「気持ち」と表記されているような程度の違いについては、8例の中を含めた。

強かったからでしょう。],「手品師はたった一人のお客様を前にして,どんな気持ちで手品をしているでしょう。」というように,「手品師の思いを感じ取らせる」ための発問が繰り返される。

男の子との約束を守るか,友人からの誘いを受けて大劇場に出演するか,という二者択一の図式を前提にして,手品師の思いを感じとるように促された児童は,正解としての結論,つまり「誠実」という道徳的価値を自覚するように導かれるのである。柳沼は,以上のような「登場人物の心情を繰り返し問ひかける道徳授業」を「心情把握型の道徳授業」<sup>29</sup>と呼んでいるが,収集した24の学習指導案のうち23例は「心情把握型の道徳授業」とみなしてよいであろう。

それに対して残りの1例<sup>30</sup>は,以上とは対照的な授業である。基本型の道徳授業に対する批判を展開している宇佐美寛の考え方<sup>31</sup>をふまえて,「1 資料を読み,内容を理解する。],[2 最初に思ったことを書く。],[3 主人公が『どうすることがよりよいのか』,考えてプリントに書く。],[4 発表する。考えを仲間分けする。」などの「学習活動」にもとづく学習指導案を構想し,授業の結果についても報告している。インターネット検索ではこの他に,資料「手品師」をジレンマ資料として取り扱う授業提案,宇佐美の提言にもとづく授業提案が一つずつ見つかったが,いずれも学習指導案が提示されていなかったため,事例には含めなかった。

以上がインターネット検索の結果である。そのほとんどが心情把握型の道徳授業であり,そのスタイルは安定している<sup>32</sup>。インターネット公開の学習指導案が示している範囲での道徳授業の現状は,新しい学習指導要領が求めている「道徳的諸価値についての理解を基に,自己を見つめ,物事を多面的・多角的に考え,自己の生き方についての考えを深める学習」,あるいは「考える道徳」,「議論する道徳」の姿とは異なっているように思える。

#### 4 考える道徳,議論する道徳

この章では,新学習指導要領の求める「考える道徳」,「議論する道徳」とはどのようなものか,資料「手品師」を使用する道徳授業を事例として考察してみたい。前章で取りあげた

<sup>29</sup> 柳沼良太(2010),p.65.

<sup>30</sup> <http://www.netin.niigata.jp/shidouan/dotoku/d-1003.pdf> (平成28年5月10日最終確認)

<sup>31</sup> 後述する。

<sup>32</sup> 筆者の手にある「道徳の指導法」関係の教職課程用教科書に資料「手品師」を使用する学習指導案を掲載しているものがあつた。学習指導案の「ねらい」は,「どのような状況にあつても自他に対して正直で誠実に行動し,明るい生活をしようとする心情や意欲をもつことができるようにする。」であり,インターネット公開の学習指導案と同種のものと言えよう。(林忠幸・堺正之(2009),p.178.)

宇佐美は、柳沼の言う「心情把握型の道徳授業」について次のように批判している。「教師は、手品師の行動を望ましいものだと決めてかかり、疑問や批判を起こさせようとはしないのである。手品師の行動は望ましいという前提を設けたのだから、当然のことながら、考えさせることは何もなくなってしまう。手品師の〈気持ち〉を言葉にして言わせるくらいしか授業ですることはなくなってしまうのである。」<sup>33</sup> 確かに前章で取りあげた心情把握型の道徳授業においては、主人公の気持ちが繰り返し尋ねられる。

それではこの資料に関して、何を考えさせればよいのか、この点について宇佐美は著作の中で諸野脇正の提言<sup>34</sup>を紹介している。

「私なら次の発問で授業する。①～③のような思考<sup>35</sup>をさせたいからである。

- a 「手品師はどんなことで悩んでいたのですか。」
- b 「できるだけたくさんの解決方法を考え、ノートに書きなさい。」
- c 「どの方法に賛成か○をつけなさい。となりにその理由を書きなさい。」(発表をさせ討論をさせる。)

まず、問題となっている事実をきちんと認識させ、それをふまえて「問題を解決する方法をたくさん考え出す<sup>36</sup>」ことを児童に促す。その上で、「どの方法が最良か事実につきあわせて考え」させ、その意見を他者と交換する。この諸野の指導法は、「物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」の一つの具体例と考えられる。

前章で取りあげた柳沼も、資料「手品師」を使った問題解決型授業において、具体的な多数の解決策を考えさせた場合には、「それぞれの解決策を比較検討して最善を絞り込むことが重要になる。」<sup>37</sup>と述べて、以下のような比較検討の基準を提言する。

まず、因果性の見地から、その解決策を実行した際の結果を想定する。…「手品師」の例であれば、「そうすることによって手品師はどうなるか」「少年はどうなるか」を問うのである。

次に、可逆性の原理に基づき、相手の立場で解決策を考えることである。…たとえば、「自分が少年でも、手品師にそうされてよいか」を問う。

<sup>33</sup> 宇佐美寛 (1989), p. 131.

<sup>34</sup> 宇佐美寛 (1989), pp. 148-149.

<sup>35</sup> 「①どのような問題なのか事実を知る ② 問題を解決する方法をたくさん考え出す ③ どの方法が最良か事実につきあわせて考える」(宇佐美寛 (1989), p. 149.)

<sup>36</sup> 下線は筆者によるもの。

<sup>37</sup> 柳沼良太 (2012), p. 172.

第三に、広く普遍妥当性を考えることである。具体的には、「皆が（皆に）そうしてもよいか」、「誰にでもそうするか」を問う。たとえば、「もし相手が友だち（敵、恋人、自分の子ども）でも、そうするか」と問う。

第四に、関係者の皆が幸福になれる方法を考えることである。… この資料であれば、「そうすることで、その少年や手品師は幸せになれるだろうか」を問うのである。<sup>38</sup>

柳沼の提言する指導法は、諸野の提言のbとc、とくにcをさらに展開したものとみなすことができよう。一部改正された学習指導要領「第3章 特別の教科 道徳」の新しい目標規定にある「物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」や、解説書の言う「考える道徳」、「議論する道徳」という要請を受けて、これから道徳科の授業をどのように展開していけばよいか、この点について一つの方向性を示したものとして注目してよい。

最後に、手品師の授業とキャリア教育との関連について考察し、論を閉じたい。前章で取りあげたインターネット公開学習指導案の一つに、小学校の「校長便り」の中で紹介されているものがあった。「校長便り27」（平成26年12月15日）と題された報告<sup>39</sup>においては、「低学年「教科・算数科」、中学年「特別活動・学級活動」、高学年「道徳」において、キャリア教育を踏まえた本来的な指導の在り方を研究していく」と述べられ、今後の課題としてこれら三つの活動と「キャリア教育の資質・能力との関連について、学習指導案の中で明確に述べ切ることができるようにしたい」と記されている。短い報告なので、「キャリア教育の資質・能力との関連」についてどのようなことが考えられているのか不明であるが、この報告にヒントを得て、ここでは次のようなことを想定してみたい。

ある小学校がキャリア教育の推進に力を注いでいた。高学年児童の職場体験学習が行われ、仕事の大切さに気づくようになった児童も増えてきた。手品師を使った授業では、児童から「友人からの誘いは、手品師にとって仕事じゃないですか」という発言もみられるようになった。こうした児童の変化を確認した学校は、キャリア教育と関連して進められる道徳授業の一つに、手品師の授業を位置づけるようになった。

筆者は、「道徳の指導法」に関する授業のなかで、基本型の授業を扱うときには、諸野の発問を紹介し、受講生にその解決策を考えさせることにしている。平成27年度の非常勤先の授業では、「男の子との約束は守る。しかし仕事の夢は追求したいので、約束を果たした

<sup>38</sup> 柳沼良太（2012），pp.172-174. から要約して引用した。

<sup>39</sup> <http://www.mcnet.ed.jp/ohmiya-s/kouchousitu/H26koutyodayori/No.27.pdf>（平成28年5月15日最終確認）

翌日以降も、地域マジシャンをめざして地域で手品を続けていく。」という解決策が出された。これは、約束を守ることと仕事を大切にすることとの調和を図ろうとするとときに考えられる解決策の一つである。男の子を大劇場に連れて行き、その場で手品を見せるという行動も可能性の一つとして考えられる。資料に示される手品師の行動を望ましいと決めてかかり、手品師の気持ちを問うという狭い思考図式に囚われなければ、思考の幅はぐんと広がる。手品師の授業にキャリア教育の観点を導入し、働くことの大切さと子どもとの約束を守ることとをつき合わせて思考を重ねさせていくような試みは、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」の一つとして、検討に値するのではないだろうか。

### 参考文献

- 上杉賢士, 生きる力を育てる道徳授業の創造, 明治図書, 1991  
上杉賢士・岩崎里恵子, 道徳授業で育てる確かに「学ぶ力」(小学校高学年編), 明治図書, 2008  
宇佐美寛, 「道徳」授業をどうするか, 明治図書, 1984  
宇佐美寛, 「道徳」授業に何が出来るか, 明治図書, 1989  
加藤宣行, 道徳授業を変える教師の発問力, 東洋館出版社, 2012  
沼田裕之編, 〈問い〉としての道徳教育, 福村出版, 2000  
林忠幸・堺正之, 道徳教育の新しい展開, 東信堂, 2009  
柳沼良太, 「生きる力」を育む道徳教育, 慶應義塾大学出版会, 2012  
柳沼良太・吉田武男・相澤伸幸, 学校教育と道徳教育の創造, 2010
- 文部科学省, 小学校学習指導要領解説道徳編 (平成 20 年 8 月), 東洋館出版社, 2008  
文部科学省, 中学校学習指導要領解説道徳編 (平成 20 年 9 月), 日本文教出版, 2008
- いじめ問題等への対応について, 教育再生実行会議 (第一次提言), 平成 25 年 2 月 26 日,  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai1\\_1.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai1_1.pdf) (平成 28 年 5 月 15 日最終確認)  
今後の道徳教育の改善・充実方策について (報告) ~新しい時代を, 人としてより良く生きる力を育てるために~, 道徳教育の充実に関する懇談会, 平成 25 年 12 月 26 日,  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/096/houkoku/1343013.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/096/houkoku/1343013.htm) (平成 28 年 5 月 15 日最終確認)
- 道徳に係る教育課程等の改善について (答申), 中央教育審議会, 平成 26 年 10 月 21 日,  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1352890.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1352890.htm) ((平成 28 年 5 月 15 日最終確認)
- 一部改正学習指導要領 (平成 27 年 3 月告示), 小学校 総則,  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1282846\\_5.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1282846_5.pdf) (平成 28 年 5 月 15 日最終確認)
- 一部改正学習指導要領 (平成 27 年 3 月告示), 小学校 特別の教科 道徳,  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1282846\\_6.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1282846_6.pdf) (平成 28 年 5 月 15 日最終確認)
- 一部改正学習指導要領 (平成 27 年 3 月告示), 中学校 総則,

- [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1282846\\_7.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1282846_7.pdf) (平成28年5月15日最終確認)  
一部改正学習指導要領 (平成27年3月告示), 中学校 特別の教科 道徳,  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1282846\\_8.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2015/03/27/1282846_8.pdf) (平成28年5月15日最終確認)  
小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編, 文部科学省, 平成27年7月,  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2015/08/19/1282846\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2015/08/19/1282846_3.pdf) (平成28年5月15日最終確認)  
中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編, 文部科学省, 平成27年7月,  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2015/07/29/1356257\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2015/07/29/1356257_2.pdf) (平成28年5月15日最終確認)